

第六 第四
 一 同一人で前項申請書の提出を認めようとする場合は、
 それぞれの受給額を（添付書類を含む。）を提出すること。
 二 受給額書の交付後には、受給地の変更は認めない。

鳥取県公報

毎週火曜日及び
 金曜日発行
 (当日が休日に当
 たるときは、そ
 の翌日)

- 目次
- ◇訓令 鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令
 - ◇告示 健康保険法による保険医の登録
 鶏等の移入を禁ずる区域
 米飯提供業者の登録
 新たに行なおうとする土地改良事業の認可
 指定施業要件指定予定の保安林
 - ◇公安告示 鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程の一部改正
 風俗営業等取締法による聴聞の実施
 - ◇人委規則 職員に関する規則の一部を改正する規則
 職員に関する規則
 職員に関する規則

訓令

鳥取県訓令第一号

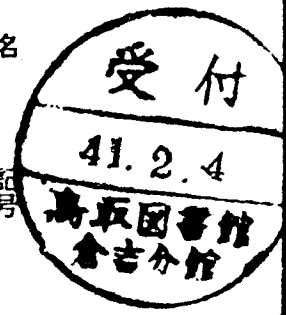
鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。
 昭和四十一年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令
 鳥取県文書事務処理規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令第十九号）の

一部を次のように改正する。
 令達先を削る。
 別表一を次のように改める。
 別表一

課名	記号	課名	記号
秘書課	秘	商工指導課	商
企画室	企	工業開発課	工
総務部	総	労政課	労
総務管財課	総	職業安定課	職
広報文書課	広	失業保険課	失
人事課	人	観光課	観
職員厚生課	職	農林部	
財政課	財	農政企画課	農企
地方課	地	農政調査課	農検
統計課	統	農業経済課	農経
厚生部	厚	農産園芸課	農園
厚生援護課	厚	畜産課	畜
婦人児童課	婦	蚕糸課	蚕
保険課	保	林務課	林
国民年金課	国	造林課	造
衛生課	衛	水産課	水
予防課	予	農地開拓課	農開
商工労働部	商	耕地課	耕



中海干拓室 中 都市計画課 河 都
土木部 河港課 河
管理課 管 砂防課 砂
検査課 土橋 建築課 建
道路課 道 出納室 出
附則 出 建 砂

この訓令は、昭和四十一年一月二十八日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三十二号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号
八振第七二号	昭四一、一、七	井上 英俊	やじきた
〃 七三〃	〃	桑田 文博	あや寿し
米振第一七二〃	〃	一〇 勝部 喜代	勝部
〃 一七三〃	〃	山本松太郎	山本食品加工有限公司
〃 一七四〃	〃	王 蒼煥	留園

氏 名	住 所	登録の記号番号	登録年月日
成田喜代司	気高郡気高町大字宝木 八二七ノ五	鳥医一一七七	昭和四十一年一月七日

鳥取県告示第三十三号
ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、その死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として愛知県を指定する。

昭和四十一年一月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十四号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所	営業所の所在地
八頭郡家町大字宮谷一九六ノ六	八頭郡家町大字郡家
〃 船岡町大字坂田三六四	〃
米子市角盤町二丁目一五	住所に同じ。
〃 花園町五六	〃
〃 紺屋町	米子市朝日町三三

鳥取県告示第三十五号
江北土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（区画整理）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十八日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十六号
次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
日野郡日野町
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、禁止する。
 - 2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三十七号
次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
日野郡日南町
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、禁止する。
 - 2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三十八号

鳥取県管土地改良事業分担金徴収規程(昭和三十三年七月鳥取県告示第
三百二十一号)の一部を次のように改正し、昭和四十年年度分の分担金から
適用する。

昭和四十一年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条を次のように改める。
(分担金の賦課基準)

第二条 条例第二条第二項の規定による分担金の賦課基準は、次のとおり
とする。

小鴨川用水改良事業	事業費の百分の二十五
天神野用水改良事業	"
箕蚊屋用排水改良事業	"
羽合浜畑地かんがい事業	"
久米ヶ原畑地かんがい事業	"
千代湖場整備事業	工事費の百分の二十七・五
大鴨湖場整備事業	事務費の百分の二十五
天神野ため池補強事業	工事費の百分の二十七・五
菅野開拓パイロット事業	工事費の百分の十七・五
羽合東郷農林漁業用揮発油税 財源身替農道整備事業	事務費の百分の二十五 事業費の百分の十

佐治

春日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規
定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の
規定により告示する。

昭和四十一年一月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 洋 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年二月四日午前十時から

鳥取市東町一丁目二二〇鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 鳥取市吉方二九の一

2 鳥取市立川町二丁目二三七

3 鳥取市東品治町一〇の七

4 鳥取市瓦町二五の二

飯塚 英子
本郷 淳
松永 ハナ子
荒川 美恵子

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年一月二十八日

(目的)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)
第八条第三項の規定に基づき、職員の任用に関する人事委員会の権限の
一部を任命権者に委任することに關し必要な事項を定めることを目的と
する。

(採用選考の委任)

第二条 職員の任用に関する規則(昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会
規則第十一号)第十九条第四号に規定する職への採用の選考については、
各任命権者にその権限を委任する。

(臨時的任用の承認の委任)

第三条 職員の任用に関する規則第九条第二号に規定する臨時の職のうち、
次の各号に掲げる職への臨時的任用の承認については、各任命権者にそ
の権限を委任する。

- 一 一月以内に廃止される職
- 二 単純な労務に従事する職
- 三 教育に従事する職のうち、次に掲げる職
 - イ 休職者及び負傷又は疾病により特別休暇中の者の補充教員
 - ロ 内地留学者の補充教員
 - ハ 季節間分校の教員

(警察官の昇任試験の委任)

第四条 警察官の昇任に関する競争試験及びこれに関する事務を行なう権
限を警察本部長に委任する。

2 警察本部長は、前項の試験を実施する際には、あらかじめ、その実施
計画について人事委員会に協議するとともに、その結果を報告しなけれ

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第
十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次
の一号を加える。

四 鳥取県内の市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する事務職員
(以下「県費負担事務職員」という。)の職に現に任用されている者
をもつて補充しようとする他の地方公共団体の県費負担事務職員の職
若しくは職員(県費負担事務職員を除く。以下本号中において同じ。)
の職又は職員の職に現に任用されている者をもつて補充しようとする
県費負担事務職員の職で、その者が任用されている職と同等以下と人
事委員会が認める職

附・則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する権限の委任に関する規則をここに公布する。

昭和四十一年一月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の任用に関する権限の委任に関する規則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則(昭和二十七年十二月鳥取
県人事委員会規則第十二号)の全部を改正する。

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則（昭和二十九年九月鳥取県人事委員会規則第十八号）は、廃止する。

附則

ばならない。

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

○告示 臨時県議会の招集 次

告示

鳥取県告示第十二号

次の件を付議するため、昭和四十一年一月二十一日臨時県議会を鳥取市に招集する。

昭和四十一年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 昭和四十年鳥取県一般会計補正予算
- 一 昭和四十年鳥取県営印刷事業特別会計補正予算
- 一 昭和四十年鳥取県営林事業特別会計補正予算
- 一 昭和四十年鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算
- 一 昭和四十年鳥取県病院事業会計補正予算
- 一 職員給与に関する条例等の一部改正について

